

(14) 生物多様性法（法令第 7788 号・コスタリカ）

法律第 7788 号 生物多様性法 コスタリカ共和国国会 法令

第 1 章 総則

第 1 条【対象】

この法律の対象は、生物多様性の保全および資源の持続可能な利用、ならびに利益およびそれによって生じる費用の衡平な配分である。

第 2 条【主権】

国は、生物多様性の構成要素に対し、全面的かつ独占的な主権を行使する。

第 3 条【適用範囲】

この法律は、国の主権下にある生物多様性の構成要素、ならびに国の管轄または管理の下で行われる手続きおよび行為に対し、それによって国の管轄の対象となる区域の内外で生じる影響とは無関係に、適用される。この法律は特に、利用、管理、関連する知識ならびに生物多様性の構成要素の利用によって生じる利益および費用の衡平な配分を規定する。

第 4 条【除外】

この法律は、人に由来する生化学物質および遺伝物質へのアクセスには適用されない。これらは引き続き、総合保健法（1973 年 10 月 30 日 法律第 5395 号）およびその関連法によって規定される。

また、この法律は、原住民および地域社会の中で行われる生化学資源または遺伝資源のやりとり、原住民および地域社会による非営利の慣行、利用または習慣から生じる関連知識にもこの法律は適用されない。

この法律の規定は、研究が商業目的である場合を除き、生物多様性分野の教育または研究に関し、大学の自治に影響を及ぼすものではない。

経過措置—公立大学は、全国学長協議会に基づき、この法律の施行から 1 年以内に、大学が行う学術活動、および研究が非営利目的での生物多様性へのアクセスにあてはまる場合に、それらに限定して適用される内部規則、管理および規制を定める。

上記の期間内に適切な規制を定めない大学は、この法律による通常の規定の対象となる。

第 5 条【解釈の枠組み】

この法律は、この法律の対象となる事項を規定する諸規則を解釈する枠組みとなる。

第 6 条【公有の財産】

野生であるか飼育または栽培されたものであるかを問わず、生物多様性の構成要素の生化学的または遺伝的性質は公有に属する。

国は、この法律の第 5 章に定めるアクセスに関する規則により、公有の財産の一部である生物多様性の構成要素の調査、研究、生物資源探索および利用、ならびにあらゆる遺伝資源および生化学資源の利用を認可する。

第 7 条【定義】

この法律は、次の定義に従って解釈される。

1. **生化学的および遺伝的要素へのアクセス**—野生であるか飼育または栽培されたものであるかを問わず、生息域内状況または生息域外状況において、生物多様性の構成要素の標本を取得し、または、研究、生物資源探索もしくは商業利用を基本的な目的として、関連する知識を入手する行為。
2. **生物多様性**—すべての生物（陸上、空中または海洋もしくは水界の生態系その他の複合的な生態系など生息または生育の場を問わない）の変異性。これには、種内の多様性、種間の多様性、それらが含まれる生態系の多様性を含む。
この法律の適用上、生物多様性という用語に含まれる無形の構成要素とは、知的財産権制度または独自の登録制度によって保護されているか否かにかかわらず、生化学資源または遺伝資源に関連して、実際のまたは潜在的な価値を有する知識、工夫および慣行（伝統的であるか個人的であるか、または集団的であるかを問わない）をいう。
3. **生物資源探索**—商業目的のために、生物の多様性に含まれ、実際または潜在的に経済的な価値を有する化学物質、遺伝子、タンパク質および微生物の新たな入手源を体系的に探索、分類および研究すること。
4. **バイオテクノロジー**—生物系、生物またはその派生物を利用し、物または方法を特定の用途のために作り出したりまたは改変する応用技術。
5. **自然の収集**—植物、動物または微生物を代表する標本（生きているか死んでいるかを問わない）の体系的な収集。
6. **知識**—社会により長年にわたってさまざまな方法で生み出された動的なもので、伝統的な方法によって作り出されたもの、および科学的な手段で生み出されたものを含む。
7. **生息域外保全**—生物多様性の構成要素を自然の生息地の外において維持することで、生物素材の収集を含む。
8. **生息域内保全**—生物多様性の構成要素を生態系および自然の生息地において維持することで、種の存続が可能な個体群を自然の生息環境において（飼育種または栽培種については、当該飼育種または栽培種が特有の性質を得た環境において）維持し、再生することを含む。
9. **情報に基づく事前の同意**—必要とされるすべての情報を適切に提供された国、個人の所有者または地域もしくは原住民の社会（場合による）が、相互に合意する条件に基づいて、所有する生物資源またはそれに関連する無形の構成要素へのアクセスを認める際の手続き。
10. **種の多様性**—野生種か飼育種または栽培種かを問わず、特定の空間における種の多様さ。
11. **遺伝的多様性**—種の多様性をもたらす遺伝子またはゲノムの頻度および多様性。
12. **生態系**—植物、動物、菌類および微生物の群集とこれらを取りまく物理的な環境とが相互に作用してひとつの機能的な単位を成す動的な複合体。
13. **生化学的要素**—植物、動物、菌類または微生物に由来し、これら生物を形作る特有の性質、特別な分子または要素を含む素材。
14. **遺伝的構成要素**—植物、動物、菌類または微生物に由来する素材で、遺伝の機能的な単位を有するもの。
15. **種**—その内部で繁殖する能力を有する生物の総体。
16. **飼育種または栽培種**—自発的に繁殖するよう人間によって選択された種。
17. **外来種**—その自然の分布域が国の領域と一致しない植物、動物または微生物の種で、国内に生息または生育しているもの（人間の自発的な活動またはその種の活動による結果であるかないかを問わない）。
18. **環境影響評価**—決定を行うために、ある行為または特定の計画が環境に及ぼす影響を特定し、それを定量化および検討するための科学および技術的な手続き。個別の影響、その総合的な評価、環境上より望ましいものにするための代替案、負の影響を抑制し最小限に抑えるための計画、監視計画、修復計画および環境上適切な実施を保証することなどが含まれる。

19. 生息地—生物または個体群が自然に存在する場所または環境。
20. 菌類—単細胞または多細胞の葉緑素を持たない生物で、「菌類」の門に属するもの。
21. 工夫—生物資源の技術、性質、価値および方法の利用法を向上させ、またはそれらに価値を付加する知識。
22. 遺伝子操作—遺伝子工学を用いて遺伝子改変生物を作り出すこと。
23. 微生物—他の生物とは独立に生命の維持に必要な過程を行うことのできる単細胞または多細胞の生物。
24. 遺伝子改変生物—遺伝子工学の手法を用いたデオキシリボ核酸の意図的な挿入、削除、組み替えなどの操作により改変された生物。
25. 遺伝資源の原産国—その国が遺伝資源を生息域内状況において有すると了解すること。
26. 遺伝資源の提供国—生息域内の供給源（野生種の個体群であるか飼育種または栽培種の個体群であるかを問わない）から、または、生息域外の供給源から得られた遺伝資源（その国が原産国であるか否かを問わない）を提供する国。
27. アクセスの許可—手続き（この法律で定める規則により、許可、契約、取り決め、営業権のいずれであるかを問わない）に基づいて希望する個人または機関（国内か国外かを問わない）に対し、生物多様性の構成要素である遺伝素材または生化学的抽出物の生物資源探索、入手または商業利用ならびにそれに関連する知識に関する基礎的な研究のためにコスタリカ国が与える認可。
28. 自然資源—商業的か否かを問わず、利用の可能性のある生物または非生物の自然の構成要素。
29. 遺伝子組み換え資源—本来の遺伝子構成を改変する遺伝子工学を用いた操作の対象とされてきた自然の生物資源。
30. 生物多様性の修復—保全を目的として、定められた区域が本来持つ多様性の構造的および機能的性質を回復するための活動。

第8条【国有の物的財産の経済的機能】

国有の物的財産は、経済的および社会的機能の一環として、環境上の機能を果たさなければならない。

第9条【一般原則】

この法律を適用する目的である一般原則は、特に、次のとおりである。

1. あらゆる形態の生命の尊重。すべての生物は、実際または潜在的な経済的価値に関わりなく、生存する権利を有する。
2. 生物多様性の構成要素は貴重である。生物多様性の構成要素は国の発展のために決定的かつ戦略的重要性を持ち、国民が国内で経済的、社会的、文化的および芸術的に利用するのに不可欠である。
3. 文化の多様性の尊重。生物多様性の構成要素に関する文化的な慣行および関連する知識の多様性は、特に農村社会、原住民その他の文化上の集団の場合、国内法および国際法の基準に従って尊重され、促進されるべきである。
4. 世代内および世代間の公平。国および一般国民は、生物多様性の構成要素の可能性、機会および利益が、社会のすべての部門に公平に保証され、また、将来世代のニーズを満たすようにするため、生物多様性の構成要素が持続可能な方法で利用されるよう監視する。

第10条【目的】

この法律は、次の目的を達成するために努力する。

1. 社会文化、経済および環境に関する政策の立案に、生物多様性の構成要素の保全および利用を組み入れること。
2. 社会のあらゆる部門が、社会、経済および文化の持続可能性を求め、生物多様性の保

- 全および環境に配慮した利用に積極的に参加するのを促進すること。
3. 生物多様性の保全および利用に関する教育を推進し、国民の意識を高めること。
 4. アクセスを規制し、その際、地域社会および原住民に特に配慮し、環境上、経済上および社会上の利益を社会のすべての部門に衡平に配分できるようにすること。
 5. 生物多様性の構成要素を効果的に管理するため、行政を向上させること。
 6. 生物多様性の構成要素の保全および環境上持続可能な利用に関して原住民および地域社会が有する知識、慣行および工夫を認識し、それに対する対価を提供すること。
 7. 生物多様性の構成要素の保全および環境上持続可能な利用に対する科学知識の寄与によって生じる権利を認識すること。
 8. 社会、経済および文化の持続可能性の保証として、すべての国民に対して環境の安全を確保すること。
 9. 生物多様性の構成要素の持続可能な利用、および研究および技術の発展に、すべての部門が参加できるようにすること。
 10. 生物多様性の構成要素へのアクセス、およびそれに伴う技術の移転を促進すること。
 11. 特に国境地帯における、または共有の資源である生物多様性の保全、環境上持続可能な利用、および生物多様性から得られる利益の配分を達成するため、国家間および地域間の協力を促進すること。
 12. 生物多様性の構成要素を保全し持続可能な利用を行うために、環境事業に対する奨励措置および報酬の導入を促進すること。
 13. この法律の適用を確保するため、民間部門、国民および国の間の連携を実現する生物多様性の保全制度を確立すること。

第 11 条【この法律の適用の原則】

この法律の適用の原則は次のとおりである。

1. **未然防止の原則**—生物多様性の損失または生物多様性への脅威の原因となるものを予見、防止し、対処することがきわめて重要であることが認識されている。
2. **予防の原則**—生物多様性の構成要素およびそれに関連する知識に対して重大なあるいは差し迫った損害の危険または脅威が存在する場合、十分な科学的根拠がないことを理由に、効果的な防止策が無視されてはならない。
3. **環境上の公共の利益の原則**—生物多様性の構成要素の利用は、将来世代の発展の可能性、食品の安全、生態系の保全、人の健康の保護および国民生活の質の向上を保証しなければならない。
4. **統合の原則**—その効果が発展のプロセスに寄与するような計画、事業、活動ならびに部門別および部門間での戦略には、生物多様性の保全および持続可能な利用が組み入れられなければならない。

第 12 条【国際協力】

国は、国の領域内および共通の利益を有する国境を越えた生態系にある生物多様性の構成要素の保全、利用およびやりとりに関し、国の活動、隣国との外交関係および協力を促進し、計画し、目指さなければならない。さらに、生物資源の国内への流入および国外への流出を規制しなければならない。

第 2 章 行政組織

第 13 条【組織】

環境エネルギー大臣は、この法律の目的を達成するため、生物多様性の管理を担当し、次からなる行政組織を組織する。

- a) 生物多様性管理委員会 (The National Commission for the Management of

Biodiversity)

b) 保全区域制度 (National System of Conservation Areas)

第 1 節 生物多様性管理委員会

第 14 条【生物多様性管理委員会について】

環境エネルギー省の分権機関として、実務を行う独自の法的主体である生物多様性管理委員会が創設される。この委員会は、次の機能を有する。

1. 生物多様性に関する条約その他関連する国際的な取り決めおよび条約に基づき、生物多様性の保全、環境上持続可能な利用および修復に関する、また、国の利益に関する国の政策を策定すること。
2. この法律の第 4 章、第 5 章および第 6 章に定める政策および任務を定め、それをこの問題を担当する各機関との間で調整すること。
3. この法律の第 5 章の適用上、総則とされる、科学および技術の十分な移転および利益の適切な配分を確実にを行うため、生物多様性の構成要素および関連する知識へのアクセスに関する政策を策定し、調整すること。
4. 生物多様性に関する国家戦略を策定し、推進すること。
5. 国内のあらゆる政治的、経済的および社会的部門の参加を得て、生物多様性の保全、環境上持続可能な利用および修復に関する政策について、広範な教育プロセスの実施を図り、促進すること。
6. 生物多様性の構成要素へのアクセスに関して、委員会の事務局および植物防疫局 (Phytosanitary Protection Service) の決定を取り消すこと。この問題に関しては、行政上の手続きを尽くすものとする。
7. 生物多様性の構成要素の環境上持続可能な利用のための行為を規定するため、他の行政機関、自治体および民間機関に助言を行うこと。
8. 委員会を通じて策定された政策の対象となる生物多様性の構成要素の管理について、公的および民間の活動を監視すること。
9. 委員会の総務理事 (委員会事務局の事務局長を兼ねる) を指名すること。
10. 10. 生物多様性に関する国際会議に先立ち、主体性の原則に基づき、環境エネルギー大臣に対して国の代表者を推薦すること。

第 15 条【委員会の構成】

生物多様性管理委員会の構成は次のとおりとする。

- a) 環境エネルギー大臣またはこれに代わる者。同者は委員会の議長を兼務し、委員会の円滑な運営に責任を負う。
- b) 農業大臣またはこれに代わる者
- c) 保健大臣またはこれに代わる者
- d) 保全区域制度の事務局長
- e) コスタリカ漁業農業研究所 (Costa Rican Institute of Fishing and Agriculture) を代表する者
- f) 対外貿易省を代表する者
- g) 全国小規模農家協議会 (National Small Farmers Board) を代表する者
- h) 全国原住民協議会 (National Indigenous Peoples Board) を代表する者
- i) 全国学長協議会を代表する者
- j) コスタリカ環境保全連合 (Costa Rican Federation for the Conservation of the Environment) を代表する者
- k) コスタリカ商工会議所連合会 (Costa Rican Union of Chambers of Commerce) を代表する者

それぞれの部門は、3 年間の任期で代表者および代理人 1 名を独自に指名する。また、

これらの者を任命する環境エネルギー大臣に直接通知することによって、その任期を延長し、地位を保証することができる。

委員会は、通常1カ月に1回、または特別な場合（議長または最低6名のメンバーによる召集がある場合）に会合を開き、メンバーが容易に参加できるよう必要な施設を提供しなければならない。

第16条【組織および内部構成】

生物多様性管理委員会は取り決めおよび決定を実施し、その手続きを事務局長を通じて指示する。

決定が難しい問題または特殊な知識を必要とする問題について、委員会は、諮問機関の役割を持つ臨時の専門家委員会を設置することができる。

第17条【事務局】

生物多様性管理委員会を補佐する事務局は、事務局長およびこの法律の規定で定められた職員によって構成される。その機能を果たすため、事務局は諮問機関として臨時の専門家委員会を設置することができる。

事務局の機能は次のとおりである。

1. 生物多様性資源へのアクセスの申請を協議し、承認し、却下し、および規制すること。
2. アクセスに関する事項について、保全区域、民間部門、原住民および農村社会と調整を行うこと。
3. 生物多様性の構成要素へのアクセス申請について、最新の登録を維持管理すること。
4. 生物多様性に関する取り決めおよび指令の履行に関する規則を整理し、更新すること。

第18条【事務局長】

生物多様性管理委員会事務局の事務局長は、公開の選挙により、5年の任期で委員会が独自に指名したふさわしい専門家でなければならない。事務局長の役割は次のとおりである。

1. 委員会の総務理事となり、委員会による取り決めおよび決定を実施し、その遂行に責任を負うこと。
2. 全国保全区域協議会において委員会を代表すること。
委員会の記録を常に更新すること。
3. 第17条3項に定める登録を指示し、常に更新すること。
4. 事務局の運営に関する報告書を年4回、および特別な場合には、生物多様性の構成要素へのアクセス申請に関して行われた決定について、委員会に報告書を提出すること。
5. 委員会の役割を実現するのに不可欠な任務を遂行するため、環境エネルギー省その他の公的機関の担当官と行政上の調整を図ること。
6. 委員会のすべての会合に参加すること（発言は行うが、投票権は持たない）。

第19条【生物多様性管理委員会および事務局の財政】

生物多様性管理委員会およびその事務局には、次の資源が提供される。

1. コスタリカ共和国の經常予算および特別予算から毎年割り当てられる物品。
2. 自然人または法人、国内または国外の機関（民間機関か公的機関かを問わない）による遺贈および寄付、ならびに国またはその機関による負担金。
3. 申請および審査の登録および処理によって得られる納付金。
4. アクセス活動の実施の際に行われた契約の不履行による罰金からの収入。
5. 生物多様性にかかわる許可および営業権によって得られた利益のうちの一定の割合。
6. 国立公園の入園料の10パーセント。

第 20 条【財政管理】

前条に基づいて集められた財源は、生物多様性管理委員会およびこれを補佐する事務局の運営にのみ用いられる。財源は、信託基金その他この法律の規定に定める資金運用制度により、事務局長によって管理される。

第 21 条【協議の義務付け】

生物多様性管理委員会は、生物多様性に関する問題について、行政機関および自治体の諮問機関としての役割を果たし、行政機関および自治体は、国内または国家間の取り決めに承認するのに先立ち、または生物多様性の保全および利用に影響を及ぼす措置または政策を策定または承認するのに先立って、委員会に意見を求めることができる。

第 2 節 保全区域制度

第 22 条【保全区域制度】

保全区域制度（以下、「制度」という）を創設し、独自の法的主体とする。この制度は、政策を決定する目的で森林、野生生物、保護区および環境エネルギー省に関する職務を統合し、コスタリカの自然資源の持続可能な管理を実現することを目的とした事業を計画し、実施する、管理および組織の連携のための分権型および参加型の制度とする。

上記に従い、野生生物総局（General Directorate of Wildlife）、国家森林局（State Forestry Administration）および国立公園局（National Parks Service）は、それぞれの設置の目的を損なうことなく、制度の行政機構を通じて単体としての機能および職責を行使する。この制度の役割として、水路である深い峡谷および水系の利用の保護および保全も含まれる。

第 23 条【制度の行政組織】

制度は次の組織によって構成される。

1. 全国保全区域協議会
2. 事務局長
3. 各保全区域の行政機構
4. 保全区域の地域協議会
5. 地方協議会

経過措置—この法律の施行から 6 カ月間、制度は水文学に関するあらゆる職務を行う。それ以降、その実施に必要な行政組織を設置する。

第 24 条【全国協議会の構成】

全国保全区域協議会は、次によって構成される。

1. 環境エネルギー大臣（議長を務める）
2. 制度の事務局長（協議会の総務理事を務める）
3. 生物多様性管理委員会事務局の事務局長
4. 各保全区域の責任者
5. 各協議会が指名した保全区域の地域協議会の代表

第 25 条【全国協議会の役割】

協議会の役割は次のとおりとする。

1. 保全区域制度の統合と発展のための戦略および政策の実施を定め、その実施を監督すること。
2. 保全区域の実務的な管理および運営が正しく行われるよう監督し、管理すること。
3. 生物多様性管理委員会と連携し、生物多様性の保全および持続可能な利用のための国家戦略の立案および更新の調整を図ること。これはそれぞれの保全区域の枠組みのな

- かで、住民と十分に協議し、公的部門と連携して行われるべきである。
4. 国内の保護区の統合および発展のための戦略および関連する政策を定め、その運営を監督すること。
 5. 上記の戦略、保護区の行政機関の構成、ならびに保全区域の予定および年間予算を承認すること。
 6. 保護の種別を上げるような新規の保護区の創設を勧告すること。
 7. 保全区域およびその保護区の運営が適切に行われているかどうかを監視するため、実務および運営に関する監査を実施すること。
 8. 保全区域の現行の機構、運営の仕組みおよび規則を規定するためのガイドラインおよび指令を定めること。
 9. 地域協議会によって提案された 3 名の候補者の中から、保全区域の責任者を指名すること。
 10. この法律の第 39 条に定める営業権の申請を承認すること。
 11. この法律など制度の役割に関係する法律の目的を実現するのに必要な役割を果たすこと。

第 26 条【事務局長の役割】

制度の事務局長は、全国保全区域協議会によるガイドラインおよび決定の実施に責任を負い、その監視の下に行動する。事務局長は、環境エネルギー大臣から 4 年の任期で任命され、その任期は延長することができる。この法律およびその適用が制度に合致するその他の法律の適用について、協議会および国に通知することも事務局長の任務に含まれる。さらに、事務局長は、この問題に関する規定、政策およびガイドラインの実現を監視し、推進しなければならない。また、事務局長は、生物多様性管理委員会において全国保全区域協議会を代表する。

第 27 条【保全区域の行政機構】

保全区域は次の行政単位で構成される。

- a) 保全区域地域協議会
- b) 地域保全区域局
- c) 科学技術委員会
- d) 保護区の財政管理機構

第 28 条【保全区域】

制度は、野生生物保護区、きわめて脆弱な区域または民間の商業利用地域を問わず、国のすべての領域において権限を持つ全国保全区域協議会を通じ、環境エネルギー省の全般的な監督の下にある、領域の指定された保全区域で構成される。

各保全区域は国の領土単位のひとつであり、行政上の境界が定められ、他の公的部門と正式に調整が行われた同一の開発運営戦略によって運営される。それぞれの保全区域では、民間および国の活動が、保護区の信用を傷つけることなく、相互に関係を有する。保全区域は、それぞれの地理的な管轄の範囲内で、国の資源にかかわる現行の法律の適用に責任を負う。

保全区域は、保護区に関して、全国保全区域協議会の承認を受けた方針、戦略および計画を実行しなければならない。また、保全区域は、野生生物保護法（1992 年 10 月 30 日 法律第 7317 号）、森林法（1996 年 2 月 13 日 法律第 7575 号）、環境基本法（1995 年 10 月 4 日 法律第 7554 号）および国立公園局設置法（1977 年 8 月 24 日 法律第 6084 号）など、この問題を管轄する法律を適用する責任を負う。

環境エネルギー省は、協議会の勧告に基づき、国内の保全区域として実際面でより望ましい地域を指定し、また変更を行う。

第 29 条【保全区域地域協議会】

制度は、制度の地域代表が地域に存在するすべての非政府組織および地域の利害関係団体、地方自治体ならびに公的機関に参加を求める公開の会合を通じて決定される組織である地域協議会を通じ、保全区域の運営を行う。

保全区域地域協議会は、保護区担当の公務員によって構成され、地域の各部門を代表する最低 5 名の委員（委員の選出のために招集される組織および機関の総会によって選出される）からなる。総会では、地方自治体の代表者を必ず 1 名選ばなくてはならない。上述のような協議会を構成するための組織がない地域においては、制度の代表と調整を図り、委員を指名するのは地方自治体の役割となる。

これらの協議会の組織は、この法律の規定に従って、最低限、議長 1 名、書記 1 名、会計 1 名および 2 名の委員（全員が協議会内部の投票によって選出される）、ならびに制度の代表者 1 名（事務局長を務める）によって構成される。

保全区域が入り組んでいるために必要な場合には、保全区域の地域協議会に従って地方協議会を設立することができ、その構成は設立時に定めるものとする。

各地域協議会は、有効な法律の範囲内で独自の規則を設け、全国協議会に最終的な承認を求めなければならない。この規則において、保全区域の全収入の中から各保全区域の運営に必要な割合が定められる。

第 30 条【地域協議会の役割】

協議会の役割は次のとおりである。

1. この問題に関する政策の適用を監視すること。
2. 保全区域で行われる計画および活動において、地方自治体のニーズが組み入れられているかを監視すること。
3. 自然資源および環境にかかわる地域の問題の分析、検討およびその解決策の模索において、地域のさまざまな部門の参加を促すこと。
4. 区域の責任者の任命に際し、全国協議会に対して 3 名の候補者名簿を提出すること。
5. 区域の責任者および科学技術委員会の提案により、保全区域に関する戦略、方針、ガイドライン、計画および特別予算を承認すること。
6. 保護区の運営に関して具体的な問題を明確にし、それを全国協議会に提出して承認を得ること。
7. 各野生生物保護区の種別の決定、修正または変更を全国保全区域協議会に対して勧告すること。
8. 責任者および財政管理組織の活動を監督すること。
9. 第 39 条に定める営業権および役務の契約に関する事項に対し、最初にこれを承認すること。
10. 国内法または全国協議会によって定められたその他の役割を果たすこと。

第 31 条【保全区域の責任者】

各保全区域は、この法律およびこの問題を規制する他の法律の適用に責任を負い、また、国の政策を実施し、所属する保全区域の地域協議会または監督官庁である環境エネルギー省による指令を実行する責任者の管轄下に置かれる。責任者は、技術委員会および財政管理組織の連携および円滑な運営、ならびに職員の研修、管理および福利厚生を監視しなければならない。

第 32 条【科学技術委員会】

各保全区域は、協議会およびその責任者を区域の管理の技術的な側面において評価する役割を持つ、科学技術委員会の助言を受けなければならない。この委員会は、区域における事業の担当者その他、責任者によって指名された公務員および区域外の者によって構成される。この委員会は常設で、保全区域で実施される計画および戦略の分析、検討および

立案の評価を行う最大の組織となることがその役割である。

第 33 条【財政管理組織】

保全区域全国協議会は、次の原則および基準を達成できるよう、各保全区域の地域協議会が財政管理を行うための仕組みおよび手段を形成するための一般的なガイドラインを定める責任を負う。

1. 保全区域全国協議会は、制度の一貫性を確保しなければならない。
2. 保全区域全国協議会の体制は、効率および迅速性を求められるあらゆる側面において、透明であり、幅広い参加を得たものでなければならない。
3. 保全区域全国協議会は、その役割として定められた任務および資金に関する国の政策が、そのとおりに実施され、実現するようにしなければならない。
4. 保全区域全国協議会には、制度の組織と他の公的部門および社会とが同程度に適切で最新の情報を得られるための常設の仕組みがなければならない。

第 34 条【保全区域の理事】

保全区域の理事の職を創設する。この職は名誉職とし、自然資源の分野において顕著な名声および業績のある者に与えられる。さらに、この職に就く者は、健全な人格と明白な関心を有していなければならない。この職は、その役割の中でも特に、保全区域の円滑な運営を監視し、その目的、特に野生生物保護区に関する問題における目標を達成するための是正措置を諮問し、提案し、さらに、目標の達成および資源の獲得において支援しなければならない。

各保全区域には、少なくとも理事を 1 名置くものとする。理事は、地域協議会の推薦により、全国協議会が任命する。

第 35 条【財源】

保全区域制度は、制度がその任務を迅速かつ効率的に実施できるような財政機構を定める。この財政機構には、国の予算または個人もしくは法人からの移転のほか、保護区から得られる独自の財源（入園料、環境改善事業の報酬、債務の交換、法律で定める賃料、保護区内で行われる活動に対する報酬、および寄付など）が含まれる。

第 36 条【財政手段】

前条の目的上、制度は、信託基金その他の手段（制度全体を対象とするものか各保全区域に特定のものかを問わない）により、制度を開始する財源を管理する権限を付与される。国立公園局設置法(1977年8月24日 法律第6084号)により定められた国立公園基金は、その創設の目的のみに用いられる保護区信託基金に変更され、今後は保護活動および他の種類の国有の保護区に統合するための財源を組み入れる。

第 37 条【環境改善事業の報酬】

公共事業当局は、全国保全区域協議会、および実際または将来に水またはエネルギーの供給（保全区域の保護または一貫性に厳密に依存する）を行うための機関または適当な公的機関である行政当局によって承認された持続可能な利用のための計画または事業に対して、適当な使用料（提供されるサービスにかかる費用および計画または認可された事業の規模に相当する割合）を徴収することによって、利用者に負担を課すことを認めることができる。

上記の料金の徴収を担当する組織は、3 カ月ごとに、徴収した全額を保護区の信託基金に移転し、または納付を行わなければならない。信託基金は、同じく 3 カ月ごとに、影響を受けた財産の所有者、占有者または管理者に対し、それぞれの支払いを行い、次にあげる専用の目的に充てなければならない。

1. 涵養地帯の保護事業に対し、地所（保全区域の地域協議会ならびに機関および上述の組織が共同で定めた戦略的地域を含む）の所有権者および個人の所有者への報酬。
2. 自らの財産を自主的に保全区域の地域協議会が事前に定める財産である区域の保全および保護の下に置くことを求める所有権者および個人の所有者に対する、涵養地帯の保護事業の報酬。
3. 国の保護区内にあり、これまで買収や支払いが行われてこなかった私有財産の購入または解約。
4. 国の保護区の維持に必要な運営および管理費用の支払い。
5. 水資源の持続可能性を示す環境影響評価が提出されるのに先立って行われる農村部の水路への融資。

各保全区域は、この条を実施するため、これらの活動の実行計画を立案しなければならない。

第 38 条【資金の自己調達】

制度は、その運営のために、その活動によって得られるすべての財源（保護区の利用料または付随的な活動の営業権など）を保全区域のために利用する。

これらは、保護区の信託基金によって管理される。保護区が生み出した資金は、保全区域の保護および発展（この優先順位で）のためだけに使用される。

全国保全区域協議会は、制度の一貫性を高めるように年間予算を定める組織とする。

第 39 条【営業権および契約】

全国保全区域協議会は、国内の野生生物保護区内で行われる契約、サービスの営業権および付随的な活動を承認する権限を与えられる。保全区域の創設、戦略的開発、計画および予算など、この法律などで、環境エネルギー省による行政権にのみ委ねられている任務は除外される。これらの営業権および契約には、いかなる場合でも、第三者に有利な生物多様性の構成要素へのアクセスの承認、また、民間の建造物の建設を盛り込むことはできない。

付随的なサービスおよび活動とは、駐車場、手洗所、物理的な施設の管理、サービス、店舗、通路の建設および管理、入園者の管理その他、保全区域の地域協議会が定めるものである。これらの営業権または契約は、法人またはその現在の法的主体（非営利組織で、自然資源の保全を支援することを目的とする者）に付与することができる。地域内の組織が優先される。

営業権または許可を保有する者は、保全区域の地域協議会の裁量により、前年に実施された十分な外部監査の報告書を提示しなければならない。

第 40 条【計画および戦略への適合】

前条で付与される営業権および契約は、法律および定められた政策に従い、全国保全区域協議会が定める方法で地域協議会が承認する戦略および計画に準拠していなければならない。

保護区に関する戦略および計画の立案は、いかなる場合でも、技術的に完全でない検討によって影響を受けることはない。

第 41 条【財源および現有の資源】

野生生物保護法（1992年10月30日 法律第7317号）、森林法（1976年7月13日 法律第7575号）、国立公園局設置法（1997年8月24日 法律第6084号）および環境基本法（1995年10月4日 法律第7554号）の目的を忠実に実行し、それらに起因する費用をまかなうため、制度は、コスタリカ共和国予算からの負担金および制度がすでに保有している基金の財源（信託基金または制度で定める金融商品によって運用することができる）を制度に組み入れる。

第 42 条【利用料】

制度は、国内のすべての保護区で利用料を課す際に、また、区域内で提供されるサービスに対して、国内の居住者と非居住者とで異なる料金を課すことを認められる。また、各保護区およびこれが提供するサービスに関し、異なる利用料を課すことが認められる。

制度は、各保護区の運営費用および提供するサービスの費用に基づいて利用料を定める。また、消費者物価指数に基づいて調整するため、毎年、利用料を見直す。

第 43 条【国立公園支援印紙】

国立公園局設置法（1977 年 8 月 17 日）第 7 条に定める国立公園支援印紙を通じて得られる資金は、今後、10 パーセントが生物多様性管理委員会に収められる。印紙の額面は、現時点で、次のように定められている。

1. 各地方自治体での特許登録にかかる税金の 2 パーセントの額に相当する印紙。
2. コスタリカからの出国を認めるすべての旅券および安全通行証に貼付される額面 250 コロンの印紙。
3. 自動車の譲渡および登録に関するすべての書類に貼付される額面 500 コロンの印紙。
4. 外務省が行う署名の本人確認に貼付される額面 500 コロンの印紙。
5. すべての社交クラブ、ダンスホール、バー、酒店、カジノその他、アルコール飲料を販売または消費する場所が、毎年納付しなければならない額面 5000 コロンの印紙。

印紙制度によって徴収した収入（その徴収は、上記第 1 項から第 5 項に基づいて地方自治体が担当する）のうち、30 パーセントは持続可能な発展のための地方戦略の立案および実施を行う地方自治体に、70 パーセントは各保全区域の保護区に割り当てられる。

第 3 章 環境上の安全の保障

第 44 条【バイオセーフティーに関する手続き制度の確立】

人間、動物もしくは植物の健康、または生態系の一貫性に対する現在および将来の損害を回避し、防止するため、この法律の規定として、外来生物または遺伝子改変生物を研究、開発、生産、応用、放出または導入することを目的として、生物多様性の構成要素にアクセスするための仕組みおよび手続きを定める。

第 45 条【環境上の安全に関する責任】

国は、生態系の永続性を脅かすあらゆる危険または脅威を回避する義務を有する。また、国は、生命を脅かし、またはその質を低下させる環境上の損害を防止し、軽減し、または修復しなければならない。

遺伝子改変生物の管理およびもたらされた損害に責任を負うべき職にある者または個人の民事上の責任は、環境基本法、民法その他適用される法律に定められる。刑事上の責任は、現行の法的規制に定められる。

第 46 条【遺伝子改変生物に関する登録および許可】

農業および漁業分野において遺伝子改変生物（コスタリカの国内で作り出されたものか、国外で作り出されたものかを問わない）を、輸入し、輸出し、実験し、移動し、環境中に放出し、複製し、商品化し、または研究のために利用しようとする個人または法人は、事前に植物防疫局の許可を得なければならない。植物防疫局は、3 カ月ごとに生物多様性管理委員会に報告を行う。

上述の者は、バイオセーフティーに関する技術委員会に対し、連絡手段の 1 つであり、リスク評価および管理に必要な手段を決定する報告書を請求することが義務付けられる。

遺伝子操作を行うすべての自然人または法人は、国内と国外を問わず、生物多様性管理

委員会の事務局に登録する義務を負う。

第 47 条【異議の申立て】

何人も、許可の手続きに参加することができ、意見および書面による証拠を提出することができる。また、与えられた許可の取り消しまたは見直しを請求することができる。

生物多様性管理委員会の事務局は、根拠のないことが明白な行為は却下する。対応する期間および手続きは、この法律の規定により定める。

第 48 条【遺伝子操作の許可の取り消し】

事務局は、技術面、科学面および安全面の基準に基づき、前条に従って与えられた許可を修正または取り消すことができる。

事務局は、差し迫った危険、予見し得ない状況または公的な措置が遵守されない状況に直面した際には、遺伝子改変その他の種類の生物を保留し、没収し、破棄し、または差し戻すことができ、さらに、人の健康および環境を保護するために、その移転、実験、環境への放出、複製または商品化を禁止することができる。

第 4 章 生態系および種の保全および持続可能な利用

第 49 条【生態系プロセスの維持】

生態系プロセスの維持は、国および国民の義務である。このため、環境エネルギー省その他、関連する公的機関は、具体的な適用法を考慮しつつ、適当な実務規則を定め、保全のための仕組み（特に、環境規制および環境評価、影響評価および環境監査、禁止、許可、環境ライセンスおよび奨励措置など）を利用する。

第 50 条【科学的な実務規則】

人の活動は、環境エネルギー省その他、生態系の生命プロセス（保護区の内か外かを問わない）の維持を管轄する公的機関によって定められた科学的な実務規則に適合しなければならない。これは特に、人間による定住、農業、観光および工業その他、上述のプロセスに影響を及ぼす活動に該当する。

第 51 条【生態系の特定】

この法律の適用上、環境エネルギー省は、公的および民間の他の組織と協力し、軽減、防止、修復、回復および再生などの適切な措置を取るため、生態系およびその構成要素を特定することが可能な指標の体系を定める。

第 52 条【地域の規制】

公的機関により行われる鉱物資源、土地、植物、動物、水その他の自然資源の利用の計画または認可および人の居住および工業または農業の開発区域の割り当て（国、自治体または市町村機関のいずれによるものであるかを問わない）は、とりわけその立案、承認および実施において、それが野生生物保護区の生物多様性に影響を及ぼす計画および認可に関する場合は特に、持続可能な保全および利用に配慮する。

第 53 条【修復、回復および再生】

環境エネルギー省その他の公的機関は、この法律その他の関連法に基づき、奨励制度を含む措置によって、生態系、種およびそれらが提供する環境上の便益の修復、回復および再生に努力しなければならない。

第 54 条【環境上の損害】

生態系に環境上の損害が存在する場合、国は、これを修復し、復旧し、回復し、および再生するための措置を取ることができる。

この目的のため、国は、損害を受けた生物多様性の構成要素を修復するための各種の契約を高等教育機関（国内か国外かを問わない）と行う。国有の保護区の場合、この決定は、環境エネルギー省の保全区域制度に基づくものでなければならない。私有地における修復については、この法律の第 51 条、第 52 条および第 56 条に従って進められる。

第 55 条【絶滅の危機に瀕する種】

国は、保全計画の策定にあたり、次のことを考慮して絶滅の危機に瀕する種に重点を置く。

1. 国内のリスト、国際的なレッドリスト、および絶滅の危機に瀕する野生動植物種の国際取引に関する CITES などの国際的な取り決め。
2. 共同体による文化的な利用または生存に必要な利用が存在する場合、国は、上記のリストに含まれる保全および持続可能な利用に照らし、文化的な慣行を尊重しつつ、長い年月にわたる種の保全を確保するのに必要な技術支援および研究を促進する。
3. 絶滅危機種のリストに掲載されていない場合でも、国内での消費（食料、原材料、伝統医学）にとって重要な種の保全活動。

第 56 条【種の生息域内保全】

種の生息域内保全において優先されるのは、次のものである。

1. 個体群が減少し、または絶滅の危機にある種、個体群、品種または変種。
2. 個体群の分断化が進んでいる種。
3. 開花が必ずしも一斉ではない花の種。
4. 戦略上、科学上または経済上、価値が際立って高い（現実のものか潜在的なものかを問わない）種、品種、変種または個体群。
5. 宗教的、文化的または宇宙の起源として特に重要な動植物の種、個体群、品種または変種。
6. 育種に用いることができる種または系統（栽培種か飼育種かを問わない）に関係のある野生種。

第 57 条【種の生息域外保全】

種の生息域外保全において優先されるのは、次のものである。

1. 個体群が減少し、または絶滅の危機にある種、個体群、品種または変種。
2. 戦略上、科学上または経済上、価値が際立って高い（現実のものか潜在的なものかを問わない）種、品種、変種または個体群。
3. 栽培、飼育または育種に適しているか、または、改良、選抜、栽培または飼育の目的を持つ種、個体群、品種または変種および遺伝素材。
4. 地域または国内において、社会経済上または文化上の必要性に結びつくきわめて有用な利用法を持つ種、個体群、品種または変種。
5. 宗教的、文化的または宇宙の起源として特に重要な動植物種。
6. 食物連鎖および自然界での個体群の調節において主要な役割を果たす種。

第 58 条【野生生物保護区】

野生生物保護区は、地理的な区域として境界が定められ、陸地、沼沢および海の部分で構成される。これらは、その生態系、絶滅の危機に瀕する種の存在、繁殖その他の必要性における影響に関して特に重要性を示すものとして、また、その歴史および文化において特に重要であることが明言されている。これらの区域は、生物多様性、土地、水資源、文化的資源および生態系によって与えられる便益全般を保全し、保護するために設けられる。

これらの区域を制定し、または制定を解除するための目的、分類、必要性および制度は、環境基本法（1995年10月4日 法律第7554号）において定められる。国立公園および生物保護区の内部における個人または法人に係る禁止事項は、国立公園局設置法（1977年8月24日 法律第6084号）において定められる。

国内の野生生物保護区を制定するのに必要な要件を満たす過程で、予定される区域に合致する最も適切な管理の種別を決定するために、それぞれの実務的な報告書には、勧告およびそれに関する根拠が盛り込まなければならない。いずれの場合にも、区域および種別の制定は、現地の、または近隣の原住民または小規模農家その他の個人または法人の既得の権利に十分に配慮して行われる。

第 59 条【種別の変更】

保全区域制度は、環境基本法で定められた事項に基づく既存の保護区の種別を格上げする勧告を行うことができる。

第 60 条【野生生物保護区の所有権】

野生生物保護区の所有権は、国有のほか、地方自治体、混合、または私有の場合がある。国の生物多様性の保全および持続可能な利用を確保しなければならないという重要な責務のため、環境エネルギー省その他のすべての公的機関は、野生生物保護区の運営の監視および支援に加え、その制定を促進する。

第 61 条【野生生物保護区の保護】

国は、保全区域内にある国有の野生生物保護区を保護し、統合することに優先的な配慮を行わなければならない。このため、環境エネルギー省は、財務省と連携し、最低限、国有の野生生物保護区の運営および一貫性、ならびに国立公園、生物保護区その他の国有の野生生物保護区の永続的な保護のために国の保全区域制度が定める、必要な人員および資源を確保するため、信託基金または保護区の財政機構への個別の移転をコスタリカ共和国予算に組み入れなければならない。

第 5 章 遺伝的構成要素および生化学物質へのアクセスならびに関連する知識の保護

第 1 節 総則

第 62 条【管轄】

生息域内および生息域外の生物多様性の遺伝的構成要素および生化学物質に関するアクセス政策の提案は、生物多様性管理委員会の任務である。委員会は、生物多様性に関する知的財産権の保護の請求手続きにおいて必須とされる協議機関として機能する。

この問題にかかわる条項は、遺伝的構成要素および生化学物質へのアクセス、および生物多様性に関する知的財産権の保護に関する総則である。行政および利害関係者は、これらの条項（第三者に対する効力を有する目的で、事前に官報に公表する）を遵守しなければならない。

第 63 条【アクセスに必要な基本的要件】

アクセスに必要な基本的要件は、次のとおりである。

1. アクセスが行われる場所の代表の提供する情報に基づく事前の同意（アクセスが地域の保全区域協議会、農地の所有者または原住民の権力者の領域で行われる場合、地域の保全区域協議会、農地の所有者または原住民の権力者のいずれかであるかを問わない）。
2. 当該情報に基づく事前の同意に対する生物多様性管理委員会の事務局による承認。

3. 技術移転および利益の衡平な配分のための条件（何らかの技術移転および利益がある場合、その許可、取り決めおよび営業権における合意に従う）、ならびに、アクセスが行われる場所の代表によって求められる関連する知識の保護の種類。
4. 上記の活動が種および生態系の保全に寄与する方法の明示。
5. 国外の居住者である個人または法人に関する場合、国内に居住する法律上の代理人の指定。

第 64 条【手続き】

生物多様性管理委員会の事務局は、公的な記録として正式に登録された手続きを通じ、この法律に定める事務局の任務に基づいてすべての手続きを管理する。

手続きの完了により公有である生物多様性の構成要素に対して権利が付与される可能性がある場合、または、個人に深刻な損害を生じさせる可能性がある場合（義務の強制、個人の権利の無効もしくは拒絶、または、正当な権利に対する何らかの深刻または直接的な損害のいずれであるかを問わない）、この問題は、この法律の第 14 条 f 項の規定が適用される資源に関するものを除き、行政一般法（General Law of Public Administration）に基づく通常の手続きに従って扱われる。

手続きの期間中、行政に対して矛盾または利益相反が生じる場合には、同様のことが適用されるものとする。

これ以外の場合、事務局は簡略手続きに従う。

第 65 条【情報に基づく事前の同意】

事務局は、利害関係者に対し、いかなる種類の生物多様性の構成要素へのアクセス申請に関しても、当該活動が行われる土地の所有者、または、原住民の土地で行われる場合には原住民社会の権限を有する者、および保全区域の責任者による情報に基づく事前の同意を添付しなければならないことを通知しなければならない。

第 66 条【文化上の理由による反対の権利】

地域社会および原住民がその資源および関連する知識へのアクセスに反対する権利（文化上、精神上、社会上、経済上その他理由のいかなるかを問わない）は、これを認められる。

第 67 条【遺伝的構成要素および生化学物質に対するアクセス権の登録】

生物多様性管理委員会の事務局は、遺伝的構成要素および生化学物質に対するアクセス権の登録制度を定め、常にこれを更新する。また、委員会の事務局長は、登録制度の責任者および登録された情報を管理し、真正性を保証する責任者を兼務する。

登録された情報は、登録制度により保護されなければならない業務上の秘密を除き公開される（バイオセーフティー上の問題点によりやむを得ず公開しなければならない場合はこの限りではない）。

第 68 条【解釈上の一般規則】

本章に定める規則は、絶滅の危機に瀕する動植物種の取り引きにかかわる条項の遵守、または、衛生上もしくは植物検疫上の措置の適用、実務上の規則またはバイオセーフティーに損害を与えることなく、制限を含意したり、貿易上の障壁となるものではない。これ以外の解釈は、状況に応じて、行政当局または司法当局により無効とされる。

第 2 節 生物多様性の構成要素へのアクセスに関する許可

第 69 条【研究または生物資源探索のためのアクセス許可】

コスタリカの領域内で実施しようとする生物多様性の遺伝素材または生化学物質にかかわるすべての研究計画または生物資源探索は、アクセス許可を必要とする。

正式に登録された生息域外収集に関しては、この法律の規定で個別の許可を付与する手続きを定める。

第 70 条【有効性、個人への制限、構成要素および領域】

前条に示すアクセス許可は最大で 3 年間有効であり、生物多様性管理委員会事務局の裁量により更新することができる。

上述の許可は、1 人の研究者または 1 カ所の研究センターに対して与えられる。許可は個人に対して与えられるもので、譲渡はできない。許可は、実質的に、承認された遺伝的構成要素または生化学物質に限って与えられ、許可において明示的に示された区域または領域においてのみ使用することができる。

第 71 条【性質および条件】

研究または生物資源探索のためのアクセス許可は、権利を付与し、または移譲するものではない。許可は、事前に合意された生物多様性の構成要素に関して行われる当該活動に対してのみ認められる。これは、次のとおり明確に規定される。原産地証明、標本の持ち出しまたは輸出の可能性またはその禁止、または原産地証明がない場合には、標本の複製および寄託、定期的な報告、検査および管理、結果の公表およびその所有権、さらに、適用される科学法則および技術に照らして、生物多様性管理委員会事務局の裁量により必要とされるその他の条件。

これらの要件は、非営利目的と営利目的とは異なった方法で決定され、前者の場合、営利目的がないことが確実に証明されなければならない。

第 72 条 考慮すべき要件

すべての申請は生物多様性管理委員会の事務局に対して行われ、次の要件を含んでいなければならない。

1. 利害関係を持つ管理者の氏名および完全な身元。管理者が利害関係者と同一人物でない場合、管理者は、担当者およびその保有する権限を明示する情報を示さなければならない。
2. 担当する専門家または研究者の氏名および完全な身元。
3. 研究対象となる場所の正確な所在地および構成要素（当該財産の所有者、管理者または占有者を示す）。
4. 研究が及ぶ範囲および考えうる環境影響を説明する予定表。
5. 追求される目的および意図。
6. 宣誓により事前に申告されている事実の表明。
7. 委員会事務局の所在地の近隣における連絡場所。

申請には、上記第 65 条に従い、対応する者によって与えられた情報に基づく事前の同意が付随していなければならない。

第 73 条【生物資源探索活動における個人または法人の自主的な登録】

生物資源探索活動の実施を希望する個人または法人は、事前に生物多様性管理委員会の登録簿に記載されなければならない。これは、具体的な生物資源探索活動を実施する権利を付与するものではない。

第 74 条【取り決めおよび契約の公認】

生物多様性管理委員会の事務局は、コスタリカの生物多様性の遺伝的構成要素および生化学物質を利用するためのアクセスがかかわる場合には、個人間（内国民か外国人かを問わない）、または個人と登録済みの機関との間の取り決めおよび締結された契約を公認する。これらの取り決めおよび契約を処理し、承認するため、当事者は第 69 条、第 70 条および第 71 条の規定に従わなければならない。

公立大学その他、正式に登録された機関は、アクセス許可および運営報告を処理するため、枠組みとなる取り決めを委員会と定期的に交わすことができる。その場合、この恩恵を利用する大学または機関の法律上の代理人は、与えられた利用に対して刑事上、民事上の責任を負う。

第 75 条【営業権】

遺伝素材または生化学的な抽出物の商業目的での定常的な利用を事務局が承認する場合、当事者は、これらを利用するための営業権を取得する必要がある、これには生物多様性管理委員会が定める一般規則が適用されるものとする。

第 76 条【アクセスに関する一般規則】

事務局は、上述の条項で定められた特定の要件に加え、生物多様性管理委員会の一般規則に従い、個々の決定において、当事者が、研究予算の最大 10 パーセントおよび取得した臨時収入の最大 50% を、保全区域制度、原住民の領域または当該構成要素へのアクセスを提供した個人の所有者を受益者として預託する義務を定める。さらに、事務局は、運営費用として、また、情報に基づく事前の同意の一環をなすその他の便益または技術移転のために、各事例において当事者が支払わなければならない金額を決定する。

第 3 節 知的財産権および工業所有権の保護

第 77 条【工夫の形態の認識】

国は、知識および工夫の形態の存在および妥当性、ならびに、個々の事例に適した法律上の制度を用いることによってそれらを保護する必要性を認識する。

第 78 条【保護の形態および範囲】

国は、特に、特許、業務上の秘密、植物育種者の権利、共同体独自の知的財産権、著作権および農民の権利によって、前条に定める保護を付与するものとする。これらの権利は、次のものには適用されない。

1. デオキシリボ核酸の配列そのもの
2. 動植物
3. 遺伝子改変されていない微生物
4. 動植物の繁殖に必要な本質的に生物学的な過程
5. それ自体として自然の過程または周期
6. 基本的に、公有に属し伝統的または文化的な生物学上の手法に関連する知識から得られた発明
7. 独占によって商業利用されようとする発明で、国の居住者の食料および健康の基本と考えられる、農業もしくは漁業の方法または製品に影響を与えるもの

第 79 条【知的財産権制度の調和】

前条の最初の項に定める知的財産権は、それぞれの対象ごとに制定される特別な法律によって規制される。ただし、生物多様性に関する知的財産権の保護の分野において行われる決定は、統合の原則を適用し、この法律の目的に合致していなければならない。

第 80 条【事前協議の義務】

種子局ならびに知的財産権登録局および工業所有権登録局は、生物多様性の構成要素にかかわる工夫に対して知的財産権または工業所有権の保護を与えるのに先立ち、生物多様性管理委員会の事務局と協議しなければならない。これらの当局は、委員会の事務局が発行する原産地証明書および情報に基づく事前の同意を必ず提示しなければならない。

事務局による正当な異議が申し立てられた場合、特許の登録または当該工夫の保護は禁

止される。

第 81 条【ライセンス】

生物多様性に関する知的財産権または工業所有権の保護を受ける個人は、国家の非常事態が宣言された場合には、国のために、当該集合財に関する権利を、当該非常事態を解決することのみを目的として、特典または補償なしに利用できる法律上のライセンスを国に対して認める義務を負う。

第 82 条【共同体独自の知的財産権】

国は、共同体独自の知的財産権という共通の名称の下に、生物多様性の構成要素または関連する知識の利用にかかわる原住民および地域社会の知識、慣行および工夫を明示的に認識し、保護する。この権利は、遺伝資源および生化学物質に関する文化的慣行または知識があるというだけで存在し、また法的に認識され、事前の宣言、明示的な認識または公式な登録は必要としないため、このような地位を将来的に得る慣行が含まれる場合がある。

この認識は、本章、専門の法律、および国際法によって規定される知的財産権または工業所有権は、いかなる形でも従来からの慣行に影響を及ぼさないことを意味する。

第 83 条【共同体独自の知的財産権の性質と範囲を決定するための参加プロセス】

生物多様性管理委員会は、この法律の施行から 18 カ月以内に、事務局を通じ、また、原住民協議会および小規模農家協議会と連携し、これらの権利が正式に規定する性質、範囲および要件を決定するため、原住民および小規模農家の共同体の参加プロセスを定めるものとする。委員会および関係機関は、参加プロセスの形態、方法および基本的要件を定めるものとする。

第 84 条【共同体独自の知的財産権の判定および登録】

前条に定める手続きにより、共同体が保護を求める共同体独自の知的財産権を記載した目録が作成され、また、将来、同様の性質を有する権利が登録され、認知される可能性は残されるものとする。

生物多様性管理委員会の事務局の登録簿におけるこれらの権利の認知は、自主的なものであり、無料である。認知は非公式なものとして、または当事者の求めによって行われ、正規の手続きの対象にはならない。

かかる認知が登録簿に存在することにより、事務局は、これと同一の構成要素または知識に対する知的財産権または工業所有権の認知に関するいかなる協議にも否定的な対応をしなければならない。かかる拒絶は、常に適切に正当化され、同様の理由から、独自の権利が公的に登録されていない場合でも行われる。

第 85 条【共同体独自の知的財産権の使用】

共同体独自の知的財産権が使用される方法およびその権利者は、参加プロセスにより決定されるものとする。また、受益者についても特定される。

第 6 章 教育および国民の認識、研究ならびに技術移転

第 86 条【生物多様性に関する教育】

生物多様性の価値、およびすべての人類の生活および願望に生物多様性が一端を担っていることに対する理解を向上させるため、生物学教育は、予想されるすべての階層における教育計画に組み入れられなければならない。

教育省は、環境エネルギー省をはじめ、この問題を担当する公共および民間の機関と協力して、それぞれの社会を取りまく生物多様性に関して学習するプロセスおよびこれに関

する評価を促進し、生物多様性が住民の生活の質を向上させる可能性を示すため、生物多様性および関連する知識の重要性および価値、生物多様性を脅かし、その構成要素の持続可能な利用を損なう脅威に関する知識を組み入れた、公的教育の方針および事業を立案しなければならない。

第 87 条【教育水準の違いのプロジェクトへの組み入れ】

国は、環境分野の公的機関が立案したプロジェクトで、生物多様性の持続可能な保全および利用（特に当該プロジェクトが立案された地域におけるもの）に関する教育および国民の認識を高める要素を含むプロジェクトを監視する。

第 88 条【生物多様性にかかわる研究および技術移転】

国は、生物多様性条約の第 16 条、第 17 条および第 18 条を適用する上で、生物多様性管理委員会を通じ、生物多様性に関連した情報および科学技術協力は国とその国民のために用いられ、技術移転に関する適切な政策により、技術（バイオテクノロジーおよび関連知識の移転を含む）を利用できることを国とその国民に保証する一般規則を公にする。

国は、上述の一般規則により、生物多様性条約で定められた義務を履行することを保証し、知的財産権もしくは工業所有権、または集団的な独自の知的財産権を損なうことなく、生物多様性の保全および持続可能な利用に関する技術へのアクセスを可能にする。

第 89 条【研究計画、教育および情報の奨励】

環境エネルギー省その他の公共および民間の機関は、生物多様性に関する研究計画の立案を奨励する。

第 90 条【科学技術に関する国家計画】

生物多様性を扱うこの法律の目的は、科学技術に関する国家計画の一環として検討されなければならない。

第 91 条【伝統的な技術の救済および維持】

国は、生物多様性の保全および持続可能な利用に有用な技術および伝統的な慣行の救済、維持および普及を奨励する。

第 7 章 環境影響評価

第 92 条【環境影響評価の提示】

提案されたプロジェクトが生物多様性に影響を及ぼす可能性があるとして生物多様性管理委員会の事務局が考える場合、事務局の裁量により、当該プロジェクトに関する環境影響評価を求めるものとする。環境影響評価は、環境基本法の第 17 条に従って行われる。

第 93 条【環境影響評価のための指針】

国の技術事務局は、環境影響評価のための指針として、生物多様性における変化（自然によるものか人為的なものかを問わない）、ならびに生物多様性の保全および利用に影響を与えるプロセスまたは活動を特定することを組み入れなければならない。

第 94 条【環境影響評価の段階】

生物多様性の分野における環境影響評価は、プロジェクトが段階的に実行される予定である場合でも、全体として行われなければならない。

第 95 条【公聴会】

国の技術事務局は、必要に応じて、プロジェクトの具体的内容およびその影響に関する情報および分析に関する公聴会を実施しなければならない。公開に必要な費用は、当事者が負担する。

第 96 条【環境に関する公聴会】

国の技術事務局および生物多様性管理委員会の事務局は、環境影響評価を必要とするプロジェクトに関し、第 92 条に従って対応する環境公聴会を企画する。

第 97 条【国際的な告知】

生物多様性条約および国際的な環境法に従い、国の技術事務局は、同条約第 14 条の c 項および d 項を実施する責任を負う。

第 8 章 奨励措置

第 98 条【投資の促進】

環境エネルギー省その他の公的機関は、民間部門と連携し、また市民団体の参加も得て、生物多様性の保全および持続可能な利用のための投資を促進する。

第 99 条【研修計画の立案】

科学面、実務面および技術面の研修計画、ならびに生物多様性の保全および持続可能な利用を促進する研究プロジェクトの立案は、この法律を含む各法律またはその解釈により定められる奨励措置によって支援される。

第 100 条【奨励措置の計画】

環境エネルギー省その他の公的機関は、この法律における目的の実現に寄与する個人または法人によって行われる活動または計画のために、個別の奨励措置（財政的なものか、科学技術的なものかその他の種類かを問わない）を適用する。

奨励措置は、特に、次のものからなる。

1. 生物多様性の保全および持続可能な利用に関する開発、研究および適切な技術の移転に必要かつ不可欠であることがこの法律の規定により定められる設備および材料（あらゆる種類の自動車を除く）に関する免税措置。この免税措置は、財務省が承認し、個々の研究を環境エネルギー省が事前に承認した場合に与えられる。
2. 特色のあるエコフラッグ（Ecological Flag）などの表彰。
3. その活動において生物多様性の保全および持続可能な利用に重点を置く者に対する、国および地方による表彰。
4. 環境サービスへの報酬。
5. 零細企業に対する住宅ローンに関する優遇貸付。
6. この法律に定める目的の実現を可能にする、科学技術発展促進法（1990 年 6 月 26 日法律第 7169 号）その他の法律で適用される諸措置。

第 101 条【地域社会の参加を促すための奨励措置】

生物多様性の保全および持続可能な利用への地域社会の参加は、この法律およびその規定に定める技術支援および特別の奨励措置によって、特に、稀少種、固有種または絶滅危険種の保護の分野において促進されるものとする。

第 102 条【地域社会による管理のための財源および支援】

環境エネルギー省は、地域社会による生物多様性の管理プロジェクトのため、管轄当局

および市民団体と連携し、財政、技術その他の形の支援に重点を置く。

第 103 条【阻害要因の排除】

環境エネルギー省その他の公的機関は、公共の利益を考慮し、生物多様性の保全およびその持続可能な利用にとってマイナスとなる措置を撤廃または緩和するのに必要な、現行法の見直し、変更の提案または実施を行い、また、適切な奨励措置を提案しなければならない。

第 104 条【伝統育種の奨励】

環境エネルギー省その他の公的機関は、地域社会または原住民が育種または選抜の対象としてきた生物資源および遺伝資源、特に、絶滅のおそれのある、または絶滅の危機にあり、復旧し、回復し、または再生する必要のあるものの保全および持続可能な利用を促進する。環境エネルギー省は、この責務を果たすために、必要な技術支援または財源を提供する。

第 9 章 一般的な手続き、方法および取り決め

第 105 条【民衆訴訟】

何人も、行政当局または司法当局において、生物多様性を擁護し、保護するために活動することが認められる。

第 106 条【行政上の手続き】

この法律において別段の規定があるものを除き、生物多様性の管理に必要とされる行政上の手続きは、これに対応する行政一般法により規定される通常のまたは簡略の手続きに従う。

第 107 条【資源】

この法律の第 14 条 f 項および第 64 条に定めるものを除き、資源の問題に関しては、行政一般法に定める規定を適用する。

第 108 条【管轄権】

生物多様性の問題に関しては、環境に関する管轄権が存在しない限り、紛争は、行政上の争訟管轄権の専属管轄となる。

上述の規定の例外として、生物多様性に対する不法行為は、刑事管轄権において審理される。同様に、個人間で生じる紛争は、行政上の行為も公有財産も関係しない場合、農業の管轄となる。

第 109 条【立証責任】

汚染または禁止されている劣化または影響がないことの立証責任は、生物多様性へのアクセスの承認または許可を求める者、または環境への損害を生じさせたとして告発された者が負う。

第 110 条【民事上の責任】

生物多様性の構成要素に生じた損害に対する民事上の責任は、環境基本法第 99 条以下の条項その他の法規則の関連規定に定める。

第 111 条【一般的な刑事上の責任】

この法律で示す違法な状況を除き、刑事上の責任は、刑法および特別法で規定されるも

のと同様である。

公務員または専門家はその責務または職務を行う上で犯した違反を扱うため、司法当局は、罰金に関する一般的な基準に従い、最大5年間、資格を停止する罰則を課することができる。

第112条【生物多様性の構成要素への未承認のアクセス】

生物多様性管理委員会の事務局による承認を得ずに生物多様性の利用、生物資源探索を行い、または、生物多様性へのアクセスを行う者は、この法律の見地から必要とされる場合、または、許可において認められた条件からの逸脱がある場合、法律第7337号第2条に定めるとおり、給与の1カ月から12カ月までに相当する罰金を課す。

第113条【行政上の措置】

この法律の適用上、行政上の瑕疵およびその是正・制裁措置は、環境基本法、野生生物保護法、森林法その他の適用法で定めるものと同様に理解される。

第10章 最終措置および経過規定

第114条

森林法（1996年2月13日 法律第7575号）の次の措置は、以下のとおり改定される。

1. 第3条1)項およびm)項の本文は、次のようになる。

「第3条 〔・・・〕

1) 帯水層地域一帯水層および河床を保持し、浸透が生じる面（環境エネルギー省が、コスタリカ水路排水研究所、国の地下水灌漑排水局その他、水に関する問題を技術的に管轄する機関と事前に協議した上で、自ら定め、または、関係機関の要請により定めた境界に従う）。

m) 国の便宜のための活動

国の中央機関、自治体または民間企業が実施し、その社会的便益が社会環境上の費用を上回る活動。

その兼ね合いは適切な手段によって図られる。」

2. 第72条c)項の本文は、次のようになる。

「第72条 修正

〔・・・〕

c) 第37条 行政権の機能

国立公園、生物保護区、野生生物保護区、森林保護区および保護地帯に見られる品種で、この条の規定により影響を受けた特定の品種は、自主的に森林規則に登録する場合を除き、合法的に買い取りまたは没収されたのちに限り、国有の保護区に留め置かれる。森林保護区、保護区および野生生物保護区の場合、および、収用の対価の支払いは行われてこなかったが、行われる予定である場合、当該区域は、引き続き、環境影響評価を含む環境規制計画、それに続く資源の管理、回復および移動計画の対象となる。」

3. 第41条の本文は、次のようになる。

「第41条 資源の管理

森林基金は、資源またはその継承物（信託基金の制度も含まれる）の適切な管理に必要とされる合法的で現実に基づく交渉を行う権限を引き続き与えられる。基金の財政管理および会計は、国法銀行制度の一つないし複数の銀行に委任することができる。国家会計検査官が、基金の財政運営の会計検査官となる。

財務省は、3カ月ごとに、森林基金のために集められたすべての資源の振替または支払いを行う。前項の規定が履行されない場合、環境エネルギー省は国庫またはそ

の管理者に対してこの処置が履行されるよう求める。管理者が手続きを行わない場合、刑法の規定が適用される。

上述の口座の開設ならびに会計および運営全般の方法に関する手続きは、国の保全区域制度の事務局長が承認する基金の事務取扱い規則に示される。改定および管理の責任は、国家会計検査官が負う。」

第 115 条

野生生物保護法（1992 年 10 月 21 日 法律第 7317 号）第 11 条は改定される。本文は次のようになる。

「第 11 条

この法律の目的を達成し、それに伴う費用に対する支援を行うため、環境エネルギー省の保全区域制度および委員会は、野生生物基金の資源の 50 パーセントを受け取る。基金は次のもので構成される。

1. 野生生物支援印紙によって得られる金額
2. 許可およびライセンスの制度を通じて得られる金額
3. 自然人または法人（国内の機関か国外の機関か、民間機関か公的機関かを問わない）による遺贈および寄付、ならびに国またはその機関による負担金
4. この法律に基づく罰金」

第 116 条【真正な解釈】

真正に解釈されるため、科学技術発展促進法（法律第 7169 号）第 67 条にいう「輸出のため」は、「輸入のため」と解釈するべきである。

第 117 条【規則】

行政は、公布から 3 カ月以内にこの法律を規定する。

この法律は、公布と同時に施行される。

経過措置

経過措置 1 この法律の施行から 6 カ月間は、生物資源探索または生物多様性へのアクセスに関するすべての許可、契約または取り決めは、本章に定める登録をもって承認されなければならない。

経過措置 2 この法律に先だって認められたアクセスに関する許可、契約および取り決めで、期間の満了日が 2003 年 1 月 1 日以降のもの、または、有効期限に関する明示の規定のないものは、法的措置により 2002 年 12 月 31 日に満了するものとする。当該許可、契約および取り決めの延長または再発行に関する交渉は、この法律の内容に準拠して行われるものとする。

国会—1998 年 4 月 23 日、サンホセ

行政府に送付

議長

サウル・ワイスレーダー・ワイスレーダー (Saúl Weisleder Weisleder)

筆頭理事 (First Secretary)

マリオ・アルヴァレス・ゴンザレス (Mario Alvarez González)

副理事補佐 (Second pro-secretary)

カルメン・ヴァルヴェルデ・アコスタ (Carmen Valverde Acosta)

非公式訳 (GRAIN の協力によりベルナルド・マルケイが作成) 1999 年 6 月